

# 社会福祉法人長井市社会福祉協議会積立金規程

令和2年9月29日制定

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人長井市社会福祉協議会（以下「法人」という。）が行う社会福祉事業の充実と経営の安定を図るため、資金の積み立てを行い、その管理、処分等に関し、他の法令、関係省庁から発出された通知等により定めがあるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(積立金の種類)

第2条 積立金の種類は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 地域福祉活動積立金
- (2) 介護事業所事業健全化積立金
- (3) はなぞの保育園人件費積立金
- (4) はなぞの保育園施設・設備整備積立金
- (5) せせらぎの家事業健全化積立金
- (6) せせらぎの家工賃変動積立金
- (7) せせらぎの家施設等整備積立金

(積立)

第3条 積立金は、拠点区分ごとの剰余資金、寄附金、運用益及び長期預り金を財源とし、当該年度の予算の範囲内で積み立てるものとする。

(管理)

第4条 積立金は、金融機関への預金、その他最も安全かつ有利な方法によって管理しなければならない。

(取り崩し)

第5条 積立金は、次の各号に掲げるいずれかの事由により、その全部又は一部を取り崩すことができる。

- (1) 事業の拡大及び推進
- (2) 経営の安定化
- (3) 施設設備等の修繕又は購入
- (4) 運転資金調達

2 前項の規定に基づいて積立金を取り崩す場合には、理事会の決議を経なければならない。

(規程の改廃)

第6条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て会長が行う。

(委任)

第7条 この規程に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、会長が別に定める。

## 附 則

- 1 この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規程の施行に際し、次の各号に掲げる従前の積立資産は、当該各号に定める積立資産とする。
  - (1) 福祉基金積立預金 地域福祉活動積立金として積み立てられた地域福祉活動積立資産
  - (2) 退職準備積立預金 人事異動により、独立行政法人福祉医療機構の社会福祉施設職員等退職手当共済約款に基づく退職手当の給付を既に受けている職員から預かった当該給付金は、退職給付引当資産とし、残余は地域福祉活動積立金として積み立てられた地域福祉活動積立資産
  - (3) 地域福祉・ボランティア活動基金 地域福祉活動積立金として積み立てられた地域福祉活動積立資産
  - (4) 事業健全化資金積立預金（介護事業） 介護事業所事業健全化積立金として積み立てられた介護事業所事業健全化積立資産
  - (5) 人件費積立預金（保育事業） はなぞの保育園人件費積立金として積み立てられたはなぞの保育園人件費積立資産
  - (6) 保育園施設・設備整備積立預金（保育事業） はなぞの保育園施設・設備整備積立金として積み立てられたはなぞの保育園施設・設備整備積立資産
  - (7) 事業健全化資金積立金（せせらぎの家） せせらぎの家事業健全化積立金として積み立てられたせせらぎの家事業健全化積立資産
  - (8) 工賃変動積立金（せせらぎの家） せせらぎの家工賃変動積立金として積み立てられたせせらぎの家工賃変動積立資産
  - (9) 施設等整備積立金（せせらぎの家） せせらぎの家施設等整備積立金として積み立てられたせせらぎの家施設等整備積立資産
- 3 長井市社会福祉協議会福祉基金積立規程（昭和 59 年 12 月 20 日制定）、社会福祉法人長井市社会福祉協議会地域・ボランティア活動規程（平成 28 年 3 月 29 日制定）及び社会福祉法人長井市社会福祉協議会事業健全化積立金規程（令和元年 6 月 10 日制定）は廃止する。

## 附 則

この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。